

議案第 10 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするため、職員が介護を必要とする状況に至った際の意向確認等に関する規定を設けるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「前2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第19条において「配偶者等」という。)」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
(深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 1 省略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 省略 4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第 3 項までにおいて「要介護者」という。))のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。))における」と、<u>前 2 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある</u>	(深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 1 省略 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 省略 4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第 3 項までにおいて「要介護者」という。))のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。))における」と、<u>第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定め</u>

職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5・6 省略

第 9 条～第 15 条 省略

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者(第 19 条において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 省略

第 17 条・第 18 条 省略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 19 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

るところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5・6 省略

第 9 条～第 15 条 省略

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 省略

第 17 条・第 18 条 省略

3 <u>任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第 20 条 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 第 21 条 省略 以下省略	第 19 条 省略 以下省略
---	------------------------------